

ハラスメント委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人京都府看護協会ハラスメント防止等規程第11条第1項の規定に基づき設置されたハラスメント委員会（以下、「委員会」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止及び事後処理の基本方針の決定
 - (2) ハラスメントの防止のための啓発活動に関する推進対策の決定
 - (3) ハラスメントに関する苦情相談事例に対する事実の調査及び確認
 - (4) 設定された事実又は推定された状況に基づく相談者と調査対象者の和解の提案
 - (5) 必要な場合に職場環境の改善及び人事上の措置について、職員等が所属する所属長へ提案
- 2 前項第3号から第5号について、調査不成立、不服申立及び和解不成立等があった場合は、再調査を行うとともに、部外の弁護士や公的機関などの相談窓口の紹介を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の委員で構成する。

- (1) 第一副会長
 - (2) 監事（会員外）
 - (3) 就業環境改善相談事業相談員（社会保険労務士）
 - (4) 事務局長
- 2 委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、前項第1号委員とする。
- 3 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 苦情相談事例の解決策等を調査審議する過程で、委員長は必要に応じ、調査委員会を組織し、当事者や関係者等の調査に当たらせ、又は専門家の意見を聴取することができる。
- 7 前項の調査には、調査委員会委員及び相談窓口の担当者があたる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に事故あるとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 委員会の運営は次により行う。

- (1) 委員会は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長が当たる。
- (2) 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、ハラスメント防止対策に関する情報収集、教育研修、啓発活動の企画、運営等のために、専門部会を置くことができる。

(調査等)

第7条 委員会は、相談窓口の担当者から移管された事案若しくは事態が重大な事案について、調査し、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の調査は、委員長が指名する者が処理する。
- 3 委員会は、その事案が解決に至らないときは、必要に応じて当該案件に関わる職員等の所属長に対して、事実関係の調査を要請することができる。
- 4 要請を受けた所属長は、速やかに被害者の救済保護を図るとともに、委員会との緊密な連携のもとに事実関係の調査を行い、その結果を委員長に報告するものとする。
- 5 委員会は事案の処理が完了したときは、会長及び所属長に報告しなければならない。

(上申)

第8条 委員会は、加害者に対する処分の必要性があると判断したときは、その旨を会長に報告する。

- 2 前項のほか、重大な法令違反又は非行等があり、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、委員長の判断により、その旨を会長に勧告することができる。その場合、委員長は、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

(秘密保持)

第9条 委員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中及び退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、京都府看護協会事務局において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平26年7月11日から施行する。